東日本大震災復興緊急保証が始まりました！

東日本大震災の影響により売上高や販売数等が減少している中小企業者のみなさんが、融資を受けやすくするための制度が創設されました。制度の概要は下記のとおりです。

なお、これを利用するには、事業所のある市町村長から特定中小企業者としての認定を受けることが必要です。

詳しくは鹿児島県信用保証協会（☎０９９－２２３－０２７１・０２７４）、または市役所経済課（☎０９８６－７６－８８２３）へお問い合わせください。

	対　象	要　件	内　容
特定被災区域外	③被災特定区域内の事業者と取引があり、かつ業況が悪化している方	＜市長の認定＞ 震災後３ケ月の売上高等が前年同期比１０％▲＋※理由書	【保証限度額】普通保証：２億円 担保保証：８千万円 無担保無保証人保証：1250 万円 保証割合は融資額の１００％ 保険てん補率は９０％ 【保証料率】０．８％【保証人】 代表者保証のみ（第三者保証人については原則不要）
	④震災に起因した風評被害による契約解除等の影響で急激に業況が悪化している方	＜市長の認定＞ 震災後３ケ月の売上高等が前年同期比１５％▲＋※理由書	
※理由書：売上高等の減少が東日本大震災に起因することを説明する理由書が必要。 取扱期間　平成２４年３月３１日までの貸付実行分			

■特定被災区域
岩手県、宮城県、福島県の全域と青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部市町村

避難されている皆様へのお願い

鹿児島県内の市町村で
受付開始

①避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
②避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。

※現在お住まいの各市町村へお問い合わせください。
曽於市役所末吉本庁市民課 市民係　☎ 0986-76-8805
大隅支所地域振興課 市民戸籍係　☎ 099-482-5923
財部支所地域振興課 市民戸籍係　☎ 0986-72-0934

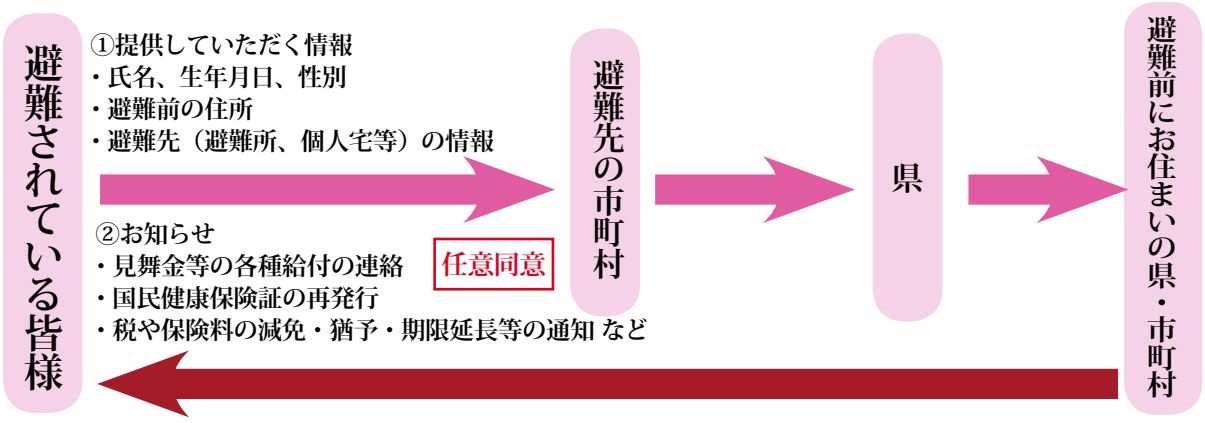

消費生活巡回相談の開催について

多重債務問題や住宅リフォーム詐欺、送りつけ商法、マルチ商法など日常生活には様々な危険がいっぱいです。

そこで、弁護士を招いての消費生活弁護士相談を下記のとおり開催します。

悪質業者による被害や借金などで悩んでいる方、これからどうすればいいのか途方に暮れている方、この機会にぜひご相談ください。

① 期日　平成 23 年 7 月 7 日（木）
② 時間　午前 10 時から正午まで
③ 場所　曽於市末吉本庁執行部控室（３階）

※　相談を希望される方は、事前に下記へ予約してください。その際、何についての相談か、おおまかな内容をお聞きしますので、よろしくお願いします。

※　当日は、相談に関して書類等があればすべて持参してください。

予約・問い合わせ先
曽於市末吉本庁経済課商工観光係 TEL：0986-76-8823

6 月 1 日に開講した「パソコン入門 昼の部」講座

第 6 期曽於市総合大学二次募集

お問い合わせ先
社 会 教 育 課　☎ 099-482-5958
末吉中央公民館　☎ 0986-76-1120
財部中央公民館　☎ 0986-72-0946

総合大学では、教育学部のパソコン講座（３講座）について二次募集をいたします。

第６期より新しいパソコン（Windows7・Office2010）になりましたので、市民の方の申込みをお待ちしております。

講座名	会　場	実　施　期　間	時　間
初めてのパソコン	財部中央公民館	8/2（火）～ 8/19（金）10 回 毎週火・水・金曜日 4 回目のみ月曜日	19:30 ～ 21:30
パソコン入門（A）	大隅中央公民館	10/3（月）～ 11/1（火）10 回 毎週月・火曜日 4 回目のみ水曜日	19:30 ～ 21:30
パソコン実践（B）エクセルコース	大隅中央公民館	11/10（木）～ 12/9（金）10 回 毎週木・金曜日	19:30 ～ 21:30

※募集定員については、3 講座とも 10 名程度で申込み順となります。

曽於市地区公民館長連絡協議会

会長　坂口利幸

あいさつ

曽於市地区公民館長を代表し一言ご挨拶を申し上げます。

少子高齢化と云われる今日、曽於市民憲章に、「私たちは活力に満ちた　元気なまちにします」とありますように、明るく・ともに支え合い・思いやりの輪・広がるまちをつくります。このように地域の活力・活動が満ち溢れる町になりますよう、それぞれの地域の館長さんと話し合いをもって、よりよい地域の発展に御協力くださるようお願い申し上げ挨拶といたします。

財部地区

財部地区　池上勝義

財部南地区　西丸國治

財部北地区 坂口利幸

中谷地区　小園宗治

末吉地区

中部地区　高良博夫

西部地区　末吉忠一

東部地区　宮路茂雄

南部地区 島子正一郎

北部地区　吉永辰美

橲地区　大休寺　茂

高岡地区　新田愛吉

岩北地区　大野信一

岩南地区　片田昭一

諏訪地区　戸高俊信

光神地区　郡山久夫

深川地区　春山千里

大隅地区

柳迫地区　福岡　勝

岩川地区　荒武光雄

菅牟田地区　池之上三好

笠木地区　川村省一

大隅北地区　牧元寶治

恒吉地区　重村芳文

月野地区　橋元孝一

大隅南地区　吉田辰夫

市役所末吉本庁１階の情報公開室

情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況

平成 22 年度の公文書開示請求と
個人情報開示請求の状況を公表します。

お問い合わせ先
総務課文書法制係
☎ 0986-76-8801

情報公開条例の運用状況

情報公開制度に対する市民の皆さんの理解と信頼を深め、より適正に制度の運営が図られるよう、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）における公文書開示の実施状況を、次表のとおり公表します。

公文書開示の実施状況

（単位：件）

実施機関	開示請求件数	処理状況			
		開　示	部分開示	不開示	取下げ
市　長	4	0	2	2	0
議　会	0	0	0	0	0
教育委員会	3	0	3	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
合　計	7	0	5	2	0

※　部分開示及び不開示は、公文書に個人に関する情報等が含まれていたことによるものです。
なお、部分開示決定や不開示に伴う不服申立てはありませんでした。

各種市政情報の閲覧状況

市政に関する情報を積極的に市民の皆さんに公表・提供するため、次表に関する情報については、市役所末吉本庁1階の情報公開室で閲覧することができます。

市政情報の種類	閲覧できる情報件数
市の長期計画、基本計画、指針等の情報	２３件
財務に関する情報	７件
審議会等の会議録等の情報	７件
合　計	３７件

個人情報保護条例の運用状況

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための個人情報保護制度が、適正に運用されているか判断する材料とするために、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）における自己情報の開示、訂正等の請求状況を、下表のとおり公表します。

保有個人情報開示の実施状況

（単位：件）

実施機関	開示請求件数	処理状況			
		開　示	一部開示	不開示	取下げ
市　長	0	0	0	0	0
議　会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0	0

※平成 22 年度においては、保有個人情報の開示請求はありませんでした。

個人情報取扱事務の登録件数

市の機関が取り扱っている個人情報取扱事務の登録件数は、次表のとおりです。

実施機関	登録件数
市　　長	７５４件
議　　会	４件
教育委員会	１７６件
農業委員会	２０件
選挙管理委員会	６件
合　計	９６０件

平成23年度「税を考える週間」作品展 硬筆・書道及び標語作品の募集

お問い合わせ先
税務課又は税務係
本庁税務課　☎0986-76-8804
大隅支所税務係　☎099-482-5922
財部支所税務係　☎0986-72-0932

曽於市では「税を考える週間」の取り組みとして、税について関心を深めていただき、税の意義や役割を正しく認識してもらうため、市内の小・中学校の児童生徒および一般市民を対象に硬筆・書道・標語の作品を募集します。

「税を考える週間」　平成23年11月11日（金）～11月17日（木）

作品募集期間　平成23年　7月22日（金）～　9月　9日（金）まで

作品展示（予定）　平成23年11月12日（土）～11月13日（日）まで（そお市民祭会場）
平成23年11月14日（月）～12月　5日（月）まで（市役所本庁および各支所）

項　目	硬筆の部	書道の部	標語の部
応募資格	小学校1・2年生	小学校3～6年生	曽於市に住所を有する者（中学生以上）
募集課題	規定課題		自由（税に関するもので、未発表作品に限る）
応募点数	一人1点		一人1点
出品用紙	規定用紙	半紙に限る	官製はがき1枚につき、1作品までとします。中学生については、応募用紙をお使いください。
出品方法	作品に学校名、学年、氏名を記入し、各学校単位で取りまとめて、「税を考える週間作品応募」として本庁税務課または各支所地域振興課税務係まで提出してください。		標語1作品、住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、本庁税務課までお送りください。中学生については、左記と同様により提出してください。
表　彰	・各部門曽於市長賞　ほか7賞（入選数点） ・そお市民祭にて表彰式を行います。		
その他	応募者全員に参加賞を贈呈します。表彰者については、直接文書にて連絡いたします。 また、入賞および入選作品は本庁及び各支所で展示し、曽於市広報誌11、12月号にて紹介します。作品は作品展終了後、返却いたします。		

たくさんのご応募をお待ちしています。

特別児童扶養手当について

障害をお持ちのお子さんのために

お問い合わせ先
財部福祉事務所　☎0986-72-0936
末吉保健課　☎0986-76-8807
大隅保健福祉課　☎099-482-5925

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、20歳未満で身体や精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当です。

手当が支給されない場合

①児童や父、母、養育者が日本国内に住んでいないとき
②児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき（児童扶養手当、子ども手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので、併給できます）
③児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由施設への母子入園を除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当の額

1級（重度障害児）
月額　5万550円
2級（中度障害児）
月額　3万3670円
※この額は児童1人あたりで、障害等級表に該当するとき、1級、2級が決定します。

特別児童扶養手当の手続き

市役所で請求の手続きができます。
なお、その他の各種手続きは下表をご参照ください。

添付書類

①請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
②世帯全員の住民票の写し
③診断書（用紙は市役所にあります）
※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合がありますので、お尋ねください。
④その他の各種届出に応じて必用な書類

特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、受給者本人の口座へ振り込まれます。
①4月11日（12月～3月分）
②8月11日（4月～7月分）
③11月11日（8月～11月分）

■各種届出一覧表

所得状況届	受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。	対象児童にかかる有期再認定請求書	原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出し、引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けなければなりません。（支給停止中の方も必要です。ご注意ください）
額改定届・請求書	障害の程度が変わった時や対象児童に増減があったとき	証書亡失届	手当証書をなくしたとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき	その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更・受給者が死亡したときなど

児童扶養手当について

児童の健やかな成長を願って

お問い合わせ先
財部福祉事務所　☎0986-72-0936
末吉保健課　☎0986-76-8807
大隅保健福祉課　☎099-482-5925

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父母がいても重度の障害がある場合には支給されます。

なお、手当は申請された月の翌月分からの支給となります。

支給該当条件

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障害の状態にある児童
④父または母の生死が不明である児童
⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
⑧その他（棄児など）

なお、児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。また、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

手当が支給されない場合

①対象児童や手当を受けようとする父母または養育者が、公的年金（老齢福祉年金を除く）や労働基準法に基づく遺族補償を受けることができるとき
②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
③児童が、障害を有する父または母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
④父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）

児童扶養手当の額

全部支給　月額4万1550円
一部支給　月額4万1540円～9810円

なお、この児童扶養手当の額は、対象児童が1人の場合です。児童が2人の場合は、この金額に5000円が加算され、3人以降はさらに3000円ずつ加算されます。

児童扶養手当の手続き

市役所で請求の手続きができます。

■各種届出一覧表

現況届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど

ひとり親医療費助成について

ひとり親家庭の医療費を全額支給。

お問い合わせ先
財部福祉事務所　☎0986-72-0936
末吉保健課　☎0986-76-8807
大隅保健福祉課　☎099-482-5925

曽於市内に住所があり、ひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童は、医療費の全額助成を受けることができます。

なお児童とは、18歳に達する以降の最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。

助成が受けられない場合

①生活保護法による保護を受けているとき
②児童福祉施設または知的障害者援護施設に入所しているとき（母子寮を除く）
③里親に委託されているとき
④重度身体障害者医療費助成に関する条例に基づき、医療費の助成を受けることができるとき

受給資格者証の更新

受給者の皆さんは、全員、毎年7月中に更新申請書を提出しなければなりません。

申請は、市役所へお越しください。

児童扶養手当等の手当額が変わります

手当の種類	平成22年度（月額）	平成23年度（月額）
児童扶養手当	子1人、全部支給の場合	子1人、全部支給の場合
	41,720円	41,550円
	子1人、一部支給の場合	子1人、一部支給の場合
	41,710円～9,850円	41,540円～9,810円
特別児童扶養手当	1級　50,750円	1級　50,550円
	2級　33,800円	2級　33,670円
特別障害者手当	26,440円	26,340円
障害児福祉手当	14,380円	14,330円

【問い合わせ先】
財部　福祉事務所　0986-72-0936　　末吉　保健課　0986-76-8807　　大隅　保健福祉課　099-482-5925

日	月	火	水	木	金	土
					7/1	2
3	4 ひろば	5 講座	6	7 ひろば	8 親子	9
10	11 ひろば	12	13	14 ひろば	15 親子	16
17	18 海の日	19 ひろば	20 ひろば	21	22 講座	23
24	25	26 ひろば	27	28 ひろば	29 親子	30
31						

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。
園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）
育児相談：午前　9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び
●会場：子育て支援センター
午前10時～午前11時30分

子育てひろば
●会場：末吉総合センター
●会場：財部保健福祉センター
子育てひろば：午前10時～午前11時30分

育児講座　午前10時～午前11時30分
●会場：末吉総合センター（5日）
大隅弥五郎伝説の里（22日）

育児講座

20日の子育てひろばは末吉総合体育館で開催します。

お問い合わせ先
曽於市地域子育て支援センター
大隅　☎099-482-6125（直通）
子育て携帯サイトすまいるキッズ
http://www.smile-kids.jp/sooshi

育児講座
5日は、末吉総合センターでOKJインストラクターの田鍋いずみさんを講師に招き「ベビービクス（お母さんが元気なら赤ちゃんも元気。お母さんが笑顔なら赤ちゃんも笑顔）」親子で一緒に楽しみながら運動します。対象は1才未満の親子です。動きやすい服装で、バスタオル、飲み物（お茶）などご持参ください。
また、22日は大隅弥五郎伝説の里で曽於市役所栄養士　春山泰子さんを講師に招き「パクパクッキング（親子で簡単クッキング）」を行います。対象は赤ちゃんから就学前のお子様まで、親子一緒ならどなたでも参加できます。当日は、エプロン、三角巾をご持参ください。

国民年金のはなし

・お気軽にご相談ください。
・異動のときは届出を忘れずに。

お問い合わせ先
市民課又は支所地域振興課
末吉　☎0986-76-8805
大隅　☎099-482-5923
財部　☎0986-72-0934

年金移動相談所開設日

期　日	時　間	場　所
7月21日（木）	午前10時～午後3時	大隅支所別館2階大会議室

鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。
相談は無料ですが、予約が必要です。

平成23年度国民年金保険料免除申請が始まります。
国民年金保険料の免除承認期間は7月～翌年6月までです。
平成23年6月まで免除されている方で、引き続き7月以降も国民年金保険料の免除を希望される方は、改めて申請して下さい。
（全額免除になっている方で、継続申請にしている方は除く。）

（手続き先）
市役所国民年金係・鹿屋年金事務所

（必要なもの）
印鑑・年金手帳・仕事を辞めた方は、離職票または雇用保険受給資格者証の写し

ご存知ですか？「若年者納付猶予制度」
学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。
申請などを行わず、保険料を未納のままにしておくと不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。
なお、承認された期間は年金を受け取るために必要期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内に保険料を納められる「追納制度」をお勧めします。

平成 23 年度自衛官等募集案内

募集種目		資　格	受付期間	試験期日
一般曹候補生		18 歳以上 27 歳未満の者	8 月 1 日～ 9 月 9 日	1 次　9 月 17 日 2 次　10 月 6 日～ 13 日
自衛官候補生	男子	18 歳以上 27 歳未満の者	8 月 1 日～ 9 月 9 日	受付時にお知らせします
	女子	18 歳以上 27 歳未満の者	8 月 1 日～ 9 月 9 日	9 月 25 日～ 28 日
航　空　学　生		高卒（見込含）21 歳未満の者	8 月 1 日～ 9 月 9 日	1 次　9 月 23 日 2 次　10 月 15 日～ 20 日 3 次　11 月 12 日～ 12 月 15 日
看　護　学　生		高卒（見込含）24 歳未満の者	9 月 5 日～ 9 月 30 日	1 次　10 月 22 日 2 次　11 月 19 日・20 日
防衛大学校学生	推薦	高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 5 日～ 9 月 8 日	9 月 24・25 日
	一般	高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 5 日～ 9 月 30 日	1 次　11 月 5 日・6 日 2 次　12 月 13 日～ 17 日
防衛医科大学校学生		高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 5 日～ 9 月 30 日	1 次　10 月 29 日・30 日 2 次　12 月 7 日～ 9 日
高等工科学校生徒		高卒（見込含）17 歳未満の者	11 月 1 日～ 24 年 1 月 6 日	1 次　24 年 1 月 14 日 2 次　24 年 1 月 28 日～ 31 日

●**身　分**：特別職国家公務員

●**給与等**：採用時の給与は、採用予定者の学歴・経歴により異なります。
その他、期末勤勉手当が年 2 回支給されるほか、職種や職域などに応じて特殊勤務手当調整手当等が該当者に支給されます。

●**衣食住**：制服、作業服、靴等その他の被服が支給又は貸与され、食事代、宿舎費は無料、寝具なども貸与されます。

●**休　暇**：年次休暇が年間 24 日のほか、夏季及び年末年始休暇等があり、完全週休 2 日制が実施されています。

お問合せ先

自衛隊鹿児島地方協力本部大隅地域事務所
☎ 099－482－1405
募集コールセンター（受付時間 12：00 ～ 20：00）
フリーダイヤル　0120－063792

募集相談員
平川　忠幸（末吉地区）　☎ 0986-76-1649
前畑　浩一（財部地区）　☎ 0986-72-2155
荻野　秀一（大隅地区）　☎ 099-482-6155

曽於市役所　総務課　消防交通係
☎ 0986－76－8801（内線 1219）

アナログテレビ放送は、7月24日に終了します!!

［アナログテレビ放送終了までの画面イメージ］（実際の放送画面については別途検討されます。）

7月1日以降

通常番組の画面上に終了日までのカウントダウン等を表示します。定期的に、全画面スーパーやブルーバック等の「お知らせ画面」が短時間挿入されます。

7月24日正午以降

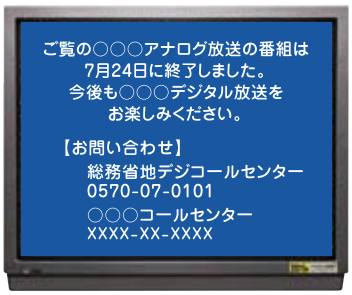

7月24日正午からブルーバックのお知らせ画面を表示します。24時までに停波します。

停波後

7月24日24時までに停波し、この後は、映りません。

VHSビデオデッキ、パソコン、カーナビ、ラジオ等でアナログテレビ放送を受信している場合も、7月24日以降は視聴できなくなります。

〈〈〈〈 地デジ受信の準備をお急ぎください! 〉〉〉〉

デジサポ鹿児島では、地デジに関するすべての相談と戸別訪問アドバイスの申し込みを受け付けています。（電話相談及び戸別訪問は、無料です。）

■地デジの電話相談
平　　日　9時～21時
土・日・祝日　9時～18時
☎ 099-833-2020

■戸別訪問の申込み
平日　9時～18時
☎ 099-812-8001

8月26日（金）まで地デジ臨時相談コーナー設置

【曽於市役所本庁（末吉）1階ロビー】

地デジに関する相談、サポートの実施、戸別訪問アドバイスを実施中。

○問い合わせ先
曽於市役所本庁企画課　☎　0986-76-8802
財部支所地域振興課　☎　0986-72-0931
大隅支所地域振興課　☎　099-482-5921

資源ごみの分別について

これらは、曽於市内から排出された資源ごみ（容器包装プラスチック）の分別状況を調べ、資源ごみ以外の物を取り除いた様子です。

布製バッグ（①）やゴム製品（②）などの不燃ごみや、スリッパ（③）などの可燃ごみが多く見られます。

最近特に多いのが、紙製カップ麺容器（④）の混入です。

以前はプラスチック製が多かったカップ麺の容器も、最近では紙製の容器が多くなり、分別の間違いが多くなっています。

その他、衣類（⑤）や帽子（⑥）、ストッキング（⑦）など様々な物が混入しています。

このように混入物の多いものは上手くリサイクルされず、そのまま廃棄処分されます。

曽於市作成の**「分別の手引き」**に従って、適正に分別しましょう。

"混ぜればごみ、分ければ資源"

お問い合わせ　本庁（末吉）市民課環境係　☎ 0986-76-8805
大隅支所地域振興課環境係　☎ 099-482-5923
財部支所地域振興課環境係　☎ 0986-72-0934